

# 成年後見制度

こんなことで困っていませんか？

## 遠く離れたところに 親が暮らしています

近頃、父の認知症が進んできたので、ケア付有料老人ホームに入居させたいと考えています。その資金のためにも、私が財産処分を代行したいと思いますが…。

## 近隣に独居老人が 暮らしています

認知症が進み財産管理が出来なくなっているようです。見知らぬ人が出入りしている様子で、消費者被害にあっていないか心配です。

## 障害者と暮らしています

障がいのある子どもと暮らしています。将来、自分たちに子どもの世話が出来なくなったら時に残された子どもが心配です。

## 夫婦二人で暮らしています

子どもがいないので、いざという時に備えて安心できるところへ財産管理などをお願いしておきたいのですが…。



こんなときは一人で悩まないで、ご相談ください。  
きっと解決します！



社会福祉法人 香取市社会福祉協議会

# 成年後見制度とは？

## 成年後見制度とはどんな制度ですか？

知的障害、精神障害、認知症などによって判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議など、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。本人の意思を尊重し、本人の希望にそった支援が受けられるのも特徴です。

## 成年後見制度にはどのようなものがあるのですか？

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2つの種類があります。

- **法定後見制度** すでに判断能力が不十分な人に(判断能力に応じて後見・保佐・補助に分かれます)
- **任意後見制度** 将来の不安に備えたい人に

## 成年後見人等にはどんな人が選ばれるのでしょうか？

成年後見人等は本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能ですが、また、成年後見人等を監督する成年後見監督人が選ばれることもあります。

## 成年後見人等の役割は何ですか？

成年後見人等は本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

## 成年後見の申立てをする人がいない場合は、どうすればよいのでしょうか？

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の人の保護・支援を図るために、市町村長に法定後見(後見・保佐・補助)開始の審判の申立権が与えられています。



## 成年後見制度の種類

制度	対象となる人	成年後見人等が同意または取り消すことができる行為
法定後見制度	後見  判断能力がほとんどありません 日常的な買物も自分ではできません。重度の認知症で、常に介護が必要な状態です。	日常生活に関する行為を除くすべての法律行為(財産管理や[※1]身上監護[※2])を代わってしたり、必要に応じて取り消したりします。
	保佐  常に援助が必要です 日常的な買物はできますが、重要な財産行為はできません。本人が自覚しない物忘れが、しばしばあります。	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。 「重要な法律行為」[※4]に同意したり、取り消したりします。
	補助  援助が必要な場合もあります 重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要があります。物忘れがあり、本人にもその自覚があります。	開始手続きなどに、必ず本人の同意が必要です。[※3] 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。 申立て時に選択した「重要な法律行為」[※4]の一部に同意したり、取り消したりします。
任意後見制度	ひとりで決められます  現在は大丈夫ですが、将来の不安に備えたいと思います。	公証役場で、あらかじめ任意後見契約を結びます。 判断能力がなくなったときに任意後見契約で定めておいた財産管理や、身上監護に関する法律行為を代わって行います。

[※1]財産管理とは、本人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくことです。

- ①不動産などの財産の管理、保存、処分など
- ②銀行やゆうちょ銀行など金融機関との取引
- ③収入(年金、給与、預貯金、生命保険など)、支出(公共料金、住宅ローン、税金、保険料など)の管理
- ④遺産相続、各種行政上の手続き
- ⑤権利証や通帳など証書類の保管

[※2]身上監護とは、介護契約や施設入所契約など本人の身のまわりの世話や療養看護に関するものです。

### 含まれるもの

- ①本人の住居の確保に関する契約締結、費用の支払い
- ②受診、治療、入院に対する契約締結、費用の支払いや、医師から治療法などの説明を受ける際の同席
- ③老人ホームなどの施設の入退所、介護サービスなどに関する本人との話し合い、情報収集、契約締結、費用の支払、施設や介護サービスにおける処遇の監視と異議申立て
- ④介護保険などの社会保障給付の利用手続き
- ⑤教育やリハビリテーションに関する契約締結、費用の支払

### 含まれないもの

- ①毎日の買い物、食事の支度や部屋の片付け、身体介護
- ②マンションの賃貸契約の保証人
- ③入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人
- ④病気やけがの治療や手術・臓器提供についての同意
- ⑤本人の本質的意志が必要な権利(遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚など)

[※3] このような場合に本人の同意が必要です。

	開始手続	代理権	同意・取消権
後見	不要	不要	不要
保佐	不要	必要	不要
補助	必要	必要	必要

[※4]重要な法律行為(民法13条1項)は以下の通りです。

- ①元本の領収・利用
- ②借財・保証
- ③不動産などの重要な財産の権利の得喪
- ④訴訟行為
- ⑤贈与・遺贈の契約、仲裁の合意
- ⑥相続の承認・放棄・遺産分割
- ⑦贈与・遺贈の拒絶など
- ⑧新築・改築・増築・大修繕
- ⑨特定期間を超える賃貸借

# 一般的な手続きの流れ

## 法定後見制度

### 1申立て準備

- 本人の判断能力、日常生活、経済状態をできる範囲で把握します。
- 申立ての目的、類型と後見事務の内容を整理します。
- 申立人や成年後見人等の候補者を検討します。
- 成年後見用の診断書、戸籍謄本などを準備します。



### 2申立て

- 申立人が、本人の住所地の家庭裁判所に申立てます。
- 電話で申立ての予約をします。
- 申立てには、申立て書類や申立て手数料などの費用が必要です。
- 申立ての当日に、家庭裁判所職員が申立人や成年後見人等候補者から申立てに関する詳しい事情を確認します。

#### 法定後見申立てにかかる費用(千葉県内での申立ての場合)

- ・収入印紙…3,400~5,000円(申立て類型などにより異なります)
  - ・郵便切手…3,600円(後見開始=券種の指定があります)  
4,600円(保佐開始・補助開始=券種の指定があります)
  - ・診断書…医療機関ごとの所定の金額
  - ・鑑定料…必要な場合、所定の費用がかかります
  - ・その他…戸籍謄本など(所定の金額)
- ※申立て書類作成を専門家に依頼する場合は別途手数料が必要です。



## 任意後見制度

### 1任意後見受任者と委任内容の検討

- 将来、判断能力が不十分になったときにどのような生活を送りたいか、誰にどのような支援を受けたいかを考えます。
- 本人と任意後見受任者との話し合いにより、委任する内容を決めます。



### 2任意後見契約

- 本人と任意後見の受任者となる人が一緒に公証役場で公正証書による任意後見契約を結びます。  
公正証書の内容は、公証人からの依頼(嘱託)により、東京法務局に登記されます。
- 任意後見人に支払う報酬は、本人と任意後見受任者との話し合いによって結ばれた契約で決まります。



## 本人の判断能力の低下

### 3審理

- 申立て書類を点検し、申立て人から申立ての理由の説明を聞きます。
- 成年後見人等の候補者がいる場合は、適格かどうか事情を聞きます。
- 本人に面接して意思の確認をしたり、生活状況などを調査します。
- 補助、保佐で代理権などをつけた場合は、本人の同意の有無を確認します。
- 家庭裁判所は、本人の判断能力や障害の程度を判断するために、医師による鑑定を行うことがあります。



### 4審判

- 申立てた類型の決定、成年後見人等の選任と内容・範囲が決定されます。
- 場合によっては、成年後見人等の監督人が選任されます。
- 後見人等が審判書を受理してから2週間経過後に審判が確定します。
- 審判の内容は東京法務局に登記されます(成年後見登記)。
- 法定後見人等に支払う報酬は、本人の支払能力に応じて家庭裁判所が決定します。



### 5審判確定(法定後見開始)

- 本人と法定後見人に審判結果を通知し、法定後見が開始されます。
- 申立てから審判までは、2~3ヶ月程度が見込まれます。
- 確定後、1ヶ月以内に後見人等は本人の財産目録・年間収支予定表を家庭裁判所に提出します。
- 財産管理や身上監視事務を行い、家庭裁判所へ報告します。

### 6終了

- 家庭裁判所へ本人の死亡の連絡
- 管理している財産の計算
- 相続人への財産の引き渡しなど

## 3任意後見監督人選任の申立て

### 申立権者

- 本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者

- 任意後見制度を利用するため、本人の住所地の家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申立てます。

#### 任意後見監督人選任の申立てにかかる費用

- ・収入印紙…2,200円
- ・郵便切手…3,600円(券種の指定があります)
- ・その他…診断書、戸籍謄本など(所定の金額)

### 4任意後見開始

- 法定後見制度と同様に、調査、審問などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選びます。
- 任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始されます。

### 5終了

- 解除(正当な事由と家庭裁判所の許可が必要)
- 解任(不正な行為などが判明した場合)
- 死亡・破産(本人や任意後見人)など
- 法定後見の開始



# 手続きに必要な書類と記入例

申立書を提出する裁判所

提出する年月日

後見・保佐・補助 開始申立書

申立人

本人

成年後見人等候補者

（注）太枠の中だけ記入してください。

申立書(1/2)

申立書（裏）

該当する箇所に☑印を付けてください。

本人について後見を開始するとの審判を求める。

本人について保佐を開始するとの審判を求める。

本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。

本人は、民法第13条1項に規定されている行為の他に、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。

本人について補助を開始するとの審判を求める。

本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。

本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

本人の財産管理（預貯金の払戻・解約等）のため

保険金の請求・受領のため

不動産の処分のため（売買・賃貸借・抵当権設定）

裁判手続等（訴訟・調停・相続放棄・破産申立て等）

（上記動機の具体的な内容）

申立人の私は、本人（香取花子）の兄にあたります。  
本人の夫は3年前に他界し子どもはいません。  
本人は半年前、自宅付近で転倒し大脛骨を骨折し、懸命にリハビリを行っていましたが、日常生活も思うようにできなくなり、現在は介護保険サービスを利用しています。  
また、近頃は物忘れ症状も多くあり、アルツハイマー型認知症と診断されました。このような状態の中で、日常的な買い物や金融機関の手続き、相続の問題などの不安を抱え今後の生活が心配であるため、本件を申立てました。  
成年後見人は、健康状態に問題のない私の長男（千葉一）を選任して下さい。

申立書(2/2)

本人の収支予定表

【本人： 香取花子】

収支予定表

平成〇〇年〇〇月〇〇日 作成者氏名 千葉太郎

※ 本人の1年間の収支の見通しを分かる範囲で記入してください。

1 収入（年間予定）

種別	支給者の氏名・名称等	金額（見込額）	備考
厚生年金		年 円	
国民年金		年 円	
その他の年金		年 円	
給与収入		年 円	
賃料		年 円	
高額医療費返還		年 円	
遺族年金		年 1,320,000円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
収入予定合計（年額）		1,320,000円 (A)	

2 支出（年間予定）

種別	支払先	金額（見込額）	備考
医療費		年 円	
日常生活費		年 50,000円	
施設利用料	〇〇〇	年 900,000円	
住居費	〇〇〇	年 120,000円	光熱費など
税金	固定資産税	年 80,000円	
健康保険料		年 24,000円	
介護保険料	〇〇〇	年 34,000円	
その他保険料	〇〇〇	年 50,000円	
		年 円	
		年 円	
支出予定合計（年額）		1,258,000円 (B)	

収入（A） - 支出（B） = 約 62,000円

## [申立書類]

- 申立書
- 申立書付票・親族関係図
- 後見人等候補者身上書(候補者が親族の場合)
- 本人の同意書(保佐開始、補助開始で本人以外の中立ての場合)
- 本人の親族の同意書
- 代理権目録(保佐開始、補助開始で代理権付与を求める場合)
- 同意行為目録(保佐開始、補助開始で同意を要する行為の定めを求める場合)

## [本人に関する書類]

- 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書
- 住民票の写し
- 後見登記されていないことの証明書
- 診断書及び診断書付票(裁判所提出用の用紙を使用してください)
- 財産目録 ①不動産に関する資料
- ②預貯金に関する資料
- ③有価証券(株券・国債・手形など)に関する資料
- ④生命保険などに関する資料
- ⑤負債に関する資料
- ⑥収入内容を証明する資料
- ⑦支出内容を証明する資料
- 本人の収支予定表

## [成年後見人等候補者についての書類]

- 住民票の写し
- 住民票の写し(申立人が候補者の場合)

## [費用]

- (千葉県内での申立ての場合)
- 収入印紙…3,400～5,000円(申立類型などにより異なります)
  - 郵便切手…3,600円(後見開始=券種の指定があります)
  - 4,600円(保佐開始・補助開始=券種の指定があります)
  - 鑑定費用(必要な場合、所定の費用がかかります)

## 資料の請求先

- 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書  
→本籍地管轄の市役所の戸籍係へ
- 住民票の写し  
→市役所(各支所)市民課へ
- 後見登記されていないことの証明書  
→千葉地方法務局へ
- ①窓口での申請  
千葉地方法務局(京葉線千葉みなと駅下車、徒歩10分)  
千葉市中央区中央港1-11-3  
☎ 043-302-1316
- ②郵送による申請  
東京法務局民事行政部後見登録課  
〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎  
☎ 03-5213-1360

# かとり成年後見支援センターが行う業務内容

センターでは、成年後見制度を皆さんに知っていただき、また、多くの人に利用していただくため、次のような業務を行っています。

## ①成年後見制度の普及・啓発

市民向けの講習会を開催するなど、市民の依頼に応じて出張講座を行います。

## ②成年後見制度に関する相談

一般相談.電話や来所による相談に職員がお応えします。また、法律などの専門知識が必要な相談は専門相談におつなぎします。

## ③市民後見人の育成

今後、高齢化の進展とともに制度を利用する人が増え、後見人が不足することが見込まれることから、一般市民の人に活躍していただけるよう、市民後見人を養成していきます。そのため、研修会を実施し、研修を終了した人には後見人候補者として登録していただき更なるステップアップの機会を設けていきます。

## ④法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として後見を行います。

こんな業務も行っています。

### 日常生活自立支援事業

成年後見制度の利用対象とならない程度の判断能力の人で、頼れる親族がいなかつたり、外出が困難などの理由により、日常生活を送ることが難しい人に対して、安心して在宅や施設で生活することができるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いなどを行います。



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 香取市社会福祉協議会  
かとり成年後見支援センター

〒287-0001 千葉県香取市佐原口2116-1  
TEL 0478-54-4410 FAX 0478-54-4797

E-mail [kashakyo@zb.wakwak.com](mailto:kashakyo@zb.wakwak.com)